

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙記載の公開請求（以下「本件請求」という。）について行った情報公開請求拒否の決定は、妥当である。

### 第2 審査請求の経過

- 1 平成28年5月19日（受付は同日）、審査請求人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年6月1日、実施機関は、本件請求に対して、「請求文書が存在しないため」との理由により、拒否する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年6月13日（受付は同日）、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

### 第3 審査請求の趣旨

「請求文書が存在しない為」非開示は、違法行為である「大字船戸字長谷」の根拠を「請求文書不存在」で、妥当に持ちこもうとする行為は、地方自治法第2条第3項行為以外の行為であり、国の事務に属する処理であるから許されないため取り消せ。

### 第4 審査請求の理由

昭和31年9月30日効力の生じた総理府国示第340号を岩出町が国の事務に属する処理を勝手に判断して、大字上三毛から「大字上三毛字船戸」の小字を切り離し、「岩出町大字船戸」とする協定した。

だからといって、大字上三毛に属した小字（字北原、字岩之谷、字長谷、字船戸、字笑い松）の内、字船戸だけを「岩出町大字船戸とする」と協定した大字に同小字を属させることは不動産登記法上あり得ないし、物理的に出来ない。

従って「協定書での大字船戸」とすることは可能であるが町村合併で元同じ小字を属させた「大字船戸字長谷」「大字船戸字岩之谷」「大字船戸字

北原」「大字船戸字笑い松」あり得ない違法行為である。請求文書である大字上三毛から大字船戸に大字名が変更となった根拠となった公文書とは協定書であり、協定書を開示する必要があった。

「大字船戸」自体は岩出町外4ヶ村の協定書があるから合法であるものの、大字上三毛に属する小字を、根拠もなく「大字船戸」に属させる行為は違法行為である。

「大字船戸」を決めた岩出町外4ヶ村の協定書第12項の目的は定かでないが、これを利用してゴルフ場に利用し、町有財産を「横領した疑いが持たれる」この事実を否定できる根拠となる公文書が存在しないことは地方自治法第294条～297条規定に基づき岩出市にゴルフ場を運営する権利を設定した場合その収益は民間から民間に渡るのでなく、岩出市決算からの歳出とならなければならない。

地方自治法では、地方公共団体の行為を厳しく監視しており（同第2条第15項）違反した場合は無効とする規定がある（同第16項）

## 第5 実施機関の説明

審査請求人は、「本件請求に係る土地においてゴルフ場が運営され、当該土地の所有者76人がゴルフ場の運営事業者から毎年金銭を受領している事実がある」と主張するが、このことに関して実施機関は何ら関係しておらず、否定も肯定もできる立場にない。

したがって、審査請求人が求めているような公文書は存在しない。

## 第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件処分の対象となった公文書について

審査請求人は、「本件請求に係る土地においてゴルフ場が運営され、当該土地の所有者76人がゴルフ場の運営事業者から毎年金銭を受領している事実がある」と主張し、この事実を否定できる公文書の公開を求めている。一方、実施機関は、このことに関しては何ら関係しておらず、否定も肯定もできる立場にないことから、審査請求人が求めているような公文書は存在しないとしている。

### 2 本件処分の対象となった公文書の存否について

(1) 審査会は、対象となる文書が存在しないとする実施機関からの説明について検討を行った。

(2) 審査請求人は、本件処分対して種々の主張をするが、請求対象となる

公文書の存在を示すに足りる主張はなく、審査請求人の主張からは、実施機関の主張を否定するだけの事実は認められない。

- 3 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H28・6・17	実施機関からの審査請求に係る諮問書の受理
H28・6・22	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H28・6・29	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H28・7・15	審査請求人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼 （審査請求人から反論書の提出なし）
H28・7・25	審査請求人からの反論書（正副2通）の受理
H28・8・1	実施機関に対して審査請求人の反論書（副本）を送付
H28・9・15	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・ 審査請求人から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取

【別紙】

本件公開請求の内容

岩出町大字船戸字長谷 1 1 1 8 - 1、地目山林 9, 2 3 3 m<sup>2</sup> (9 反 2 畝余) が岩出町船山財産区に移動させ、ここにゴルフ場が運用されている。1 1 1 8 - 1 は 7 6 人の共有地であり、毎年 7 6 人が 3 万円 (2 8 0 万円全員分) 受領している事実がある。この事実を否定できる根拠となる公文書原本開示。